

特集：労働者派遣法改正案要綱のポイント 2

派遣労働者個人と事業所に新たな期間制限

厚生労働省は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問、「おおむね妥当と認める」答申を受けた。法施行は来年4月1日とされている。特集では同法改正案要綱のポイントを解説をする。

好評連載 ◆ブラック企業と呼ばれないため [10] 36

入社後に「こんなはずじゃなかった」と幻滅されないために

ブラック企業アナリスト 新田龍

◆適法に行う!! 雇用戦略のポートフォリオ [12] 44

ホームワーク・テレワーク・在宅就業・在宅勤務

労務コンサルタント 布施直春

◆ビジネス書ベストセラー 今月の一冊 [46] 56

『カンタン成功法則』

ジャーナリスト 吉田典史

◆全国ハローワーク探訪 [585] 60

利用者に満足していただける「ハローワーク」を目指して

新潟・上越公共職業安定所 菅文男

ニュース 平成26年度の実質経済成長は1.3%の見通し（内閣府・平成25年度企業行動に関するアンケート調査）／採用に前向きな中小企業は52%（外国人留学生の採用意欲調査）／正社員を中心に常用求人確保を（厚労省・労働市場分析レポート）／紹介人数は前年同期比104.1%（人材紹介大手3社の2013年度4-9月期実績）／再審査請求を経ずに出訴可能に（労働保険審査制度の改正案の答申）／食事の価額が実態に即して改定（現物給与価額の一部を改正する告示）／今月の資料室 20
< Labor Radar vol.35 > 24

労務相談室 一軒家借り受け複数の従業員に住ませる／事業付属寄宿舎に当たるか 58

次号予告 64